



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域住民主体の公共事業見直しと地域づくり：徳島県木頭村の細川内ダム反対運動に着目して
Author(s)	淀野, 順子; Junko YODONO
Citation	社会教育研究, 23, 51-72
Issue Date	2005-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28560
Type	departmental bulletin paper
File Information	23_P51-72.pdf



地域住民主体の公共事業見直しと地域づくり

—徳島県木頭村の細川内ダム反対運動に着目して—

淀野 順子

1. はじめに

1.1. 公共事業の見直しに関する議論

近年、財政危機への不安や自然環境破壊への危惧を根拠として、社会的必要性のない「ムダな公共事業」を見直そうとする動きが高まっている。公共事業の見直しについて五十嵐らは、政官財による癒着構造、とりわけ強大な権力を持つ官僚支配というシステムを問題として、このシステムを改革し民主的な社会を実現するために、主に法律面からのシステム改善を検討している（五十嵐・小川,1997）。また経済学の分野では評価手法の洗練について、社会学の分野では、環境影響評価手法の洗練や、環境に影響をおよぼす事業・政策の適正なコントロールを目的とした政策論や、市民の環境運動における戦略についての議論が行われている。

このような議論が行われてきた背景の一つには、公共事業に至る過程に、住民・市民が社会的必要性を判断・評価したり、意見を事業に反映させる機会が設定されていないことがあった。そのため、公共事業の見直しをめぐる議論は、財政危機への不安や、自然環境破壊への危惧を根拠として、システム改善を法律面から検討したり、計画を見直す際の評価手法を経済面・社会面から洗練することで、未来志向的な解決のため、官僚以外の者のチェック機能が働くような評価システムの確立を目指し、行政機構改革議論と関連した議論を行ってきたと言えるだろう。

こうした背景のもと、公共事業の一つである河川事業に関しては、1997年に河川法が改正され、住民の意見の反映がシステムとして認められた。そのため、河川にまつわる様々な場面において試行錯誤が行われ、地域住民や市民の意見が反映された結果として、事業見直しが行われる事例が増えている。しかし、計画から事業終了までに長い年月を必要とするダムなどの大型の河川事業においては、未だに事業見直しが盛んであるとは言い難い。

1.2. 地域住民の位置づけ

公共事業の社会的必要性そのものが疑問視される今日の状況下においては、これまでのような「行政 vs 地元住民」ではなく、「行政・地元住民 vs 一般世論・周辺住民」という新たな対立図式が形成されつつあり、地元住民が事業推進側に位置するとして捉えられるケースが増えている。そのため、大型公共事業であるダム建設計画においては、事業の予定対象地域住民が事業推進側に位置し、見

直しを困難にしている事例が多いと指摘する議論が多い。これは、計画によって長期にわたって生活に直接的な影響を受ける対象地域の住民にとって、事業の中止は生活設計を揺るがす死活問題となりかねず「退くに退けない」状況が既成事実としてあるためだとされている。

浜本（2001）は、公共事業見直しに関する議論に対し、計画発表後既に数十年が経過している事業においては、未来志向的な機構改革論だけでは対応できない、現実的な問題が積み重なっていることが多いと述べた。そして、現実を無視した見直し議論は社会的必要性のない公共事業を止める有効な打開策とはならないため、事業が中止となったときに残存する諸問題への対応を、見直し議論そのものに含めることが重要であると指摘した。その上で、地元住民は「本来は事業の犠牲者ではないか」という視点から、ダム建設計画見直しと立ち退き移転者の精神的被害を分析し、ダム建設事業の予定対象地域住民が事業推進側に位置し、見直しを困難にする事例があるのは、立ち退き移転者の精神面の被害が甚大であることが理由であるとしている。さらに、立ち退き移転者が計画継続を望む論理は、重層的な被害経験を経た後の自己存在を肯定化しようとする作用の結果であることも指摘している。そしてこれらを踏まえ、立ち退き移転者に対する移転時・移転後の生活再建措置の充実や、事業見直しになった時に関係住民が放置されることがないようにするための議論と制度作りが必要であるとした。

しかし浜本の捉える住民は、振り回され被害を受ける犠牲者・客体としての一面的な住民像なのではないだろうか。そもそも、事業を見直し、時には中止するということを、住民自身が主体的に決定できるようにするため、住民が事業を見直せるようにするシステムの改善が、行政機構改革の議論を含む公共事業見直しの議論で問題にされてきたと考える。そのため、公共事業見直しの議論は、地域住民が主体となって事業を見直せるかどうかを重要な視点として展開されるべきであろう。

1.3. 課題と方法

本稿で事例として取り上げる徳島県木頭村は、ダムが計画されながらも、村民が約30年にわたるダム建設反対運動を行い、その結果、「どんなに反対しても大型公共事業は止まらない」という一般的な公共事業・地域開発事業に対する常識を覆した事例として有名である。つまり、浜本が指摘するような精神的被害の一部を地域住民が受けながらも、住民が主体となって事業見直しを求め、実際に見直しに至った事例である。

これまで、住民運動がダム中止にインパクトを与えるまでの過程を資源動員論から分析した研究はあった。しかし、資源動員論では、住民運動が計画見直しに与えるインパクトを資源動員という面から数量的に可視的に明らかにするという意義は持つものの、「なぜ住民運動が起きたのか？」や「なぜ住民運動が広がりを持った展開をみせたのか？」という問いには、必ずしも明確な答えを出しているとは考えにくい。なぜ、地域住民が事業見直しを求め、実際に事業見直しにまで至ったのかを、地域社会や住民の生活経験の把握や、運動を展開させる理由などから明らかにする必要がある。

るのではないだろうか。

そこで本稿では、多様な論点を有する本事例の中でも、特に運動の展開過程を解明することを課題とし、さらにその作業を通して、運動を展開させた理由と、運動に関わった人びとの語りに着目しながら、ダム反対運動が展開し、ダム中止にインパクトを与えた要因を明らかにすることを目的とする。

本稿は、1997年10月～11月に行った木頭村長・木頭村議会議員・木頭村住民からの聞き取り調査と、1997年11月2日～11月5日に行った那賀川水系ダム（長安口ダム・小見野々ダム・追立ダム・細川内ダム建設予定地）、久井谷崩壊現場への現地視察、およびその後の補足調査に基づいている。

2. 細川内ダム反対運動の舞台

2.1. 木頭村の概略

細川内ダム反対運動は、徳島県那賀郡木頭村とその下流地域を流れる那賀川に建設が予定された細川内（ほそごうち）ダムに対して行われた。木頭村は高知県との県境にあり、村の四方を1000m級の山が囲むように連立しており、それらの山をぬうように那賀川が流れている。木頭村を源流とする那賀川の本流と支流沿いには集落が存在し、そこに大部分の人が生活している。木頭村の人口は約1850人¹で、高齢者が多く若年層が少ない典型的な過疎の村である。

木頭村は雨が多い地域で年間降水量は3,000mmほどもあり、1976年には台風17号の影響で日早地区において3日間で2,130mm（1日降水量1,140mm）の降雨があった記録がある（表1）。この台風によって大規模山腹崩壊が起これ、災害復旧事業として砂防・治山ダム、作業道の建設が大規模に行われた。そのため木頭村内だけで約470基もの砂防・治山ダムがつくられたとされている。

産業就業別人口は、過疎や農林業不振で30年間に農業人口が半分、林業は1/8に減少したのに対し、建設業従事者は160人から280人に増えた（表2）。また、産業就業者は人口が多い順に、1980年は建設業、林業、製造業、農業だったが、1985年には建設業、農業、製造業に、1995年には建設業、サービス業、製造業、農業にと変化している。建設業従事者が多いのは、災害復旧事業の影響が大きく、このような産業形態の変化により、木頭村の経済は公共事業依存型に変化した。

農業では、多くの農家が10a～40a程の耕地規模であるため、耕地面積が小規模な農家が多いといえる（表3）。これは、山に囲まれ那賀川が貫流し広く平坦な土地が少ないためであり、広い耕地面積をそれほど必要とせず単価の高い柚子・椎茸・葉わさびなどを生産する農家が多い。柚子畑や棚田は、印象的な村の風景をつくっている。このうち柚子は、特有の香りや酸味が夜間の冷涼な気候によってつくられるため、四国にありながら比較的涼しい木頭村の柚子は品質が良く、「木頭ゆず」は全国的に高く評価され、村の名産品となっている。

村の97%以上を占める森林はその3/4が杉や檜などの針葉樹で、杉は木頭杉として全国的に名高い。木頭村の財政は、歳入の約90%を地方交付税と県・国庫支出金が占め、木頭村の独自財政は10%程度にとどまっている。

表1 年間降水量

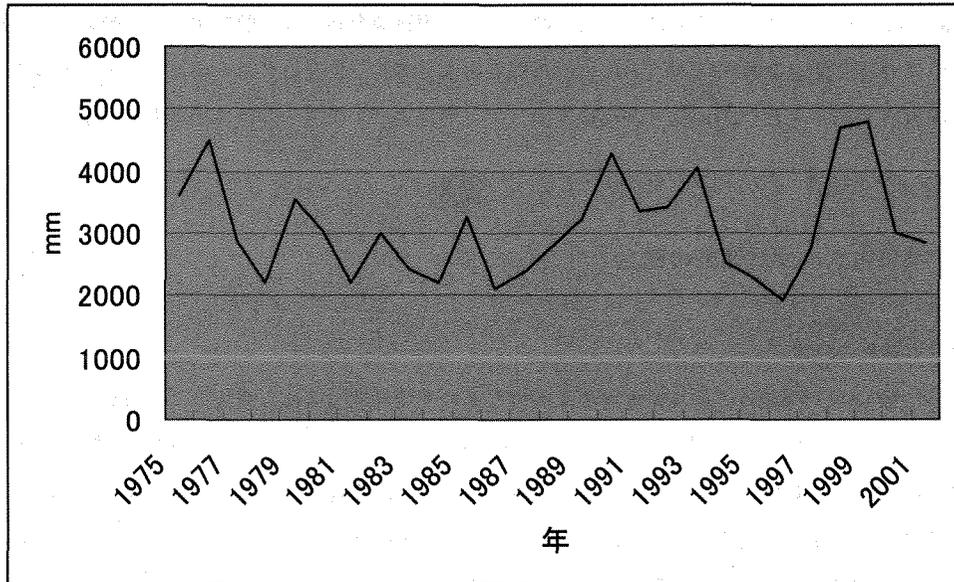


表2 産業就業別人口の推移

	農業	林業	漁業 水産業	鉱業	建設業	製造業	小売業 飲食店	運輸 通信業	金融 保険業	サービ ス業	公務	その他	総数
1980	213	258	5	9	312	222	114	38	2	159	62	2	1,396
85	244	138	6	7	282	196	98	32	3	161	65	3	1,235
90	211	103	4	3	293	196	95	30	5	174	57	2	1,174
95	142	60	4	2	282	156	88	29	6	198	55	2	1,024
2000	142	56	8	3	234	136	89	26	2	179	56	1	932

表3 経営耕地面積規模別農家数の推移

	10 a 未満	10 a } 20 a	20 a } 30 a	30 a } 40 a	40 a } 50 a	50 a } 60 a	60 a } 70 a	70 a } 80 a	80 a } 90 a	90 a } 1 ha	1 ha 以上	計
1980	40	87	64	38	34	23	6	6	2	1	4	305
85	44	68	76	50	23	13	14	7	1	1	2	299
90	0	55	66	57	24	21	8	6	4	2	2	245
95	3	70	66	50	20	18	12	4	3	2	1	249
2000	0	66	58	59	25	13	10	1	1	1	5	239

2.2. 細川内ダム建設計画と反対運動

細川内ダムは、徳島県を流れる那賀川の上流部の木頭村西宇地区（河口から約 95 km 地点）に建設が計画された。那賀川本流には、既に長安ロダム（1955 年設置）、川口ダム（1961 年設置）、小見野々ダム（1968 年設置）が設置されている。細川内ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、都市用水、発電とする多目的ダムである。

細川内ダム反対運動は、この細川内ダム建設計画に対する危機感を背景としてはじめられた。

この運動は当初、他地域の多くの運動と同じように住民組織による対決型の運動として展開された。しかし、木頭村がダム建設計画を踏まえた総合対策基本構想を樹立したことを契機に、村議会議員のリコールや、ダム反対を掲げる村長・村議会議員の選出といった政治的動きや、日本ではじめてとなる「環境基本条例」「ダム阻止条例」の制定など、「ダムに頼らない村づくり」を掲げて、村をあげてのダム反対運動を展開し、地方自治を模索する取り組みを全国に発信した。建設省が計画したダム計画に対し、首長が反対を訴えたのは、

全国的にも例がなく、木頭村の細川内ダム反対運動は大きな注目を集めることとなる。

また、このようなダム反対運動だけではなく、独自財源の確保と地場産業の振興を目指す第 3 セクター「きとうむら」を設立したほか、木頭村住民だけではなく、他地域のダム反対・環境保全を目指す住民組織と協力しあい、エコ・ツーリズムやトラスト活動などの活動を行うことで、組織・人間のネットワーク化が促進され、それらがダム反対運動を側面から支えていた。このような総合的な地域づくりによって地方自治を模索するというあり方は、さらに全国から非常に多くの支援を集めることとなり、細川内ダム建設事業は中止に至った。

では、細川内ダム反対運動は、なぜ上記のように重層的に展開し、事業見直し・中止に至り得たのだろうか。以下では、細川内ダム反対運動を大きく 4 つの時期に分けて、運動の展開過程を見ていく。

表 4 細川内ダム建設計画の概要

ダム計画者		建設省
ダム形態		重力式コンクリートダム
ダムの目的		多目的ダム（洪水調節、都市用水、発電、流水の正常な機能の維持）
ダム規模	堤高	105.5 m
	頂長	354.0 m
	堤体積	60,0000 m ³
	総貯水容量	6,800 万 t
水没地域	田	約 5.1 ha
	畑	約 3.6 ha
	山林・その他	約 150.4 ha
	家屋	31 世帯
	付替国道延長	約 4 km
推定事業額		1,200 億円

表5 細川内ダムをめぐる主な経緯

	建設省・国など	木頭村・住民など
1971	県→国：細川内ダム調査費要求。	対策同志会発足。
72	四国地建→村・村議会：協力要請。 県・建設省：計画説明会開催。	
74	県→村：実施計画調査の協力を依頼。 県：細川内ダム建設推進対策班設置。	同志会：ダム反対アモ行進。 村議会：木頭村総合対策基本構想樹立。 同志会：ダム賛成議員リコール運動。
75		村：木頭村ダム対策協議会設置。
76		協議会：ダム調査拒否の結論。 村議会：ダム反対決議。
79		村議会：ダム調査事務所撤去決議。
90	知事→村・村議会：協力要請。	
91		村議会：ダム計画白紙撤回要求決議。
92	県議会：細川内ダム建設促進陳情採択。	
93	知事・村長・村議会：ダム問題懇談会。	ダム反対のC氏が無投票当選。 同志会：6団体が1団体に組織を統一。 村議会：環境基本条例・ダム建設阻止条例制定。
94	県・村：ダム意見交換会。	
95	建設省：ダム等事業審議委員会設置準備。	細川内ダム建設反対県連絡会結成。 村議会：ダム抜きの総合振興計画可決。
96	建設事業費を実施計画調査費に格下げ。	
97	建設省：事業を「一時休止」と発表。	
2000	建設大臣：事業中止を発表。	村：ダム反対の看板・垂れ幕撤去。 村長選で藤田氏落選。 「きとうむら」村有株を村民に譲渡。

3. 細川内ダム反対運動の展開過程

3.1. 消極的反対からダム絶対阻止へ

3.1.1. 住民組織における意思形成

木頭村での細川内ダム反対運動は、A氏をはじめとする地域住民の、ダム計画に対する疑問がもととなって展開した。

A氏は、幼い頃から山に入り、原生林を切り開き穀物などを栽培して生活していた。20歳頃からは、木の伐採や搬出、植林などを行う仕事を請け負い、1977年からは柚子の生産をはじめ、1995年からは、柚子栽培・販売と冬期間の林業に加え、村議会議員の仕事に携わっている。

1971年7月、当時の村長から細川内ダム建設計画が発表された。村長がダム受け入れを表明した時、村民は騒然となり、同年9月に、A氏らによる住民組織「細川内ダム対策同志会（以下、対策同志会）」が結成され、村長や徳島県にダム反対を表明する署名運動をはじめた。この頃、住民が対策同志会などを通じてダム反対運動をしていたのは、先祖代々引き継いできた土地を離れることへ

の拒否感や、ダムに反対することで補償交渉を有利に進めようとするのが理由であり、ダム賛成・反対の双方がダム反対運動に関わっていたと言える。

1972年、A氏は対策同志会の会長に選出された。この時A氏には「村の人たちを裏切るわけにはいかない」という思いと、「うまい話にはだまされまい」という決意があった。これは、木頭村に既に設置されている小見野々ダム建設時の話を、住民から聞いたことが心に残っていたためである。そのためA氏は村長に同行して、既存ダムやダム建設予定地を視察したり、四国地方建設局(以下、四国地建)へ反対陳情に行くなどした。この頃A氏は、ダム建設によって引き起こされる問題には気づいておらず、村長や村議会がダム受け入れを表明しながらもダム建設に反対するのは、反対することによって後の補償交渉を有利にするためだろうと受け止めていた。それでも村民とのコミュニケーションと結束を図ることは怠らなかった。

1973年、対策同志会内では「村長のいうことは話がうますぎる、どうも怪しい」という声が出はじめたため、対策同志会独自で調査を行うことになる。そしてA氏は、高知県の大渡ダムの建設現場を訪れ、現場の人たちから実際に話を聞く中で、ダム建設によって現場や住民が苦しんでいることや、住民を無視した県や建設省の強引なやり方に激しく怒っていることを知り、「ダム建設はろくなことにならん」と実感した。また、各地ダムの視察と那賀川下流域の実態を調べてみると、ダム建設によって「堆砂が起こる」「下流地域に水害を発生させる」「清流をなくしヘドロが溜まる湖になる」など、ダム建設による問題点が見えてきた。そのため1974年、A氏は「美しい自然を守りたい」「ダムは村民のためにならない」と思い、ダム建設の阻止を決意する。しかし、A氏の思いだけでは地域住民からのダム阻止への共感が得られにくいと考え、「村が2つに分かれる」「過疎になる」「下流のダムの現状がひどい」などと、地域社会や自然環境の破壊の可能性を具体的かつ未来志向的に訴えた。

1974年9月、A氏は木頭村ダム反対連合同志会(以下、同志会)を結成し、ダムサイトの地権者であり、ダムの予備調査を行わせまいよう土地を売らずにいたB氏を会長にする。そして同志会は、断固としてダム建設を阻止するという方針を総会で決議し、村長へのダム反対署名1120名分を提出したり、ピラやチラシの村内・那賀川流域への配布、デモ行進や村民決起大会の開催をするなど、住民団体としてのダム建設反対運動を繰り広げていった。

以上のように、初期の細川内ダム反対運動は、ダム建設計画を契機として、個人がダムの抱える問題・課題と地域を意識し、「個人の思い」とも言うべき問題・課題意識を、地域住民と分かち合うことで住民組織である同志会設立につながり、さらに同志会が地域住民からの理解を得て、さらに大きなダム反対運動を展開していく過程であった。

また、A氏の語りからは、漠然としていたダムへの拒否感が、他ダムの視察や聞き取りという地域調査学習とも言うべき活動によって問題や課題が意識化され、ダム反対の意思を強固にし、信念を持ってダム建設を阻止するため、ダム反対のための住民組織を結成したことと、その過程におい

表6 細川内ダム反対運動の主な経緯(第1期)

	県・建設省	住民関係団体	木頭村・村議会
1971	徳島県議会において第3次那賀川総合開発における細川内ダム計画が明らかになる。	対策同志会：(西宇・折宇)発足。反対署名(木頭村長に463名分)、県に718名分)を提出。	村長：水没予定地住民にダム建設計画概略を説明。ダム受け入れを表明。
72	県→建設省：ダム実施調査費予算復活要求。		
73	四国地建：実施計画調査着手発表。 四国地建→村長・村議会：協力要請。 県・建設省：細川内ダム計画説明会。		
74	県→木頭村：ダム実施計画調査協力再依頼。 県：細川内ダム建設推進対策班設置。	同志会：ダム建設絶対反対の再確認・運動方針の決定。 同志会：ダム反対デモ行進(約100人)、村長・議長と交渉。 ダム対策研究会発足(水没予定地域22戸)。	

て個人の自己実現と相互承認が行われていたことが分かる。つまりA氏がダム反対運動をはじめる過程は、個人が主体を形成する過程であった。

3.1.2. 協同と共通課題の明確化

では、なぜ個人の思いが住民組織である同志会の運動根拠となり、なぜ同志会が地域住民からの理解を得て、ダム反対運動として展開したのだろうか。ここでは、同志会の運動根拠や、地域住民の生活の仕方などをもとに、その要因について考える。

まず、A氏の思いが同志会の運動根拠となった過程は、協同性の発展過程であったと言える。それは、A氏のダムへの抵抗感が、学習によって課題として認識され、その課題がコミュニケーションによって他の地域住民と共有されることによって、地域住民間の共通課題が明らかになり、共通課題が「同志会がダム建設に反対する理由」として顕在化したからである。特に、コミュニケーションを介して、A氏がダムに反対する枠組みを、他者からの共感が得られやすいものへと変化させたことは、共通課題を顕在化させるために大きな意味をもっていた。

同志会がダム建設に反対した理由(資料1)には、これまでの長い年月をかけて創り上げてきた地域独自の生活、人間関係が破壊されることへの危惧が見られる。また理由のひとつである「ダム建設によって村が二分される」こととは、地理的に二分されるという意味だけではなく、ダムの補償金によって、経済的利益を受ける者とそうでない者とに分かれ、それによってそれまでの地域のつながりが断ち切れ、人間関係が悪化することも意味していた。

つまり、ここでの協同を組織化する論理は、安心・安全な暮らしを求めるという意味において、関係の保全を求める要求であったと言える。

資料1 同志会がダム建設に反対した理由（共通課題）

- ・多数の世帯が水没し、農地や山林に被害が出る。
- ・村の中央にダムが位置し、村が二分される。
- ・森林資源に依存した生活が立ち退きなどで破壊される。
- ・自然破壊が進み、観光地として立地できなくなる。

ここで、A氏ー地域住民間で共通課題が明らかになった要因として、①地域住民が自然環境・地域社会に依拠し、愛着を持って生活していたこと、②地域社会に濃密な人間関係が存在していたこと、③地域住民が経験的にダムへの不信感・嫌悪感を持っていたことが挙げられる。

転居というのに、ものすごい反発があるわけよ。本能的に。私の地元はここだっちゃん。それが非常に強いわけよ。どこいでも、自分の家ぐらいええもんないぞっていうのが、もう。先祖代々ずっと、じいさんばあさんが孫に言うて聞かし、親が言うて聞かして、そういうサイクルで生活してきたからね。

ずっと土地に住み着いている人、親戚関係、友人関係とか…みんなが手伝い合するんよ。山焼きとか、屋根替えをしても、一人では葺けんからね。葺き替えするときは隣の人と共同作業するわけ。まわりばんこにしてきた。山を焼くのも行ったり来たりして。そういうような人間同士の結びつきっていうのが非常に強かった関係で…。

このうち②については、地域住民の語りから、地域社会での個人の生活が人間関係によって相互に支え合われるような、濃密な人間関係が存在していたことが分かる。このような人間関係は「しがらみ」としてはたらくこともあるが、本事例においては、人間関係を含めた地域社会は「守るべきもの」の1つとなり、さらに運動の基盤としての役割を果たしていた。A氏が長い歴史を持つ木頭村という地域で、自分の意見を言い、行動できたのは、「山林管理請負という割合自由な立場で仕事をしていたので、地域のしがらみに縛られなかった」ことと、「人が何と言おうと間違っているものに対してはそれなりの対応をするという考えを持っていた」ためだろう。A氏の話によると、木頭村では、昔ききんが起きた時、農民一揆をしてお上と戦ったことが語り継がれてきた。このような目上の立場に対してであっても、自分の意見を述べるという地域の歴史とその語り、A氏の考えやその後のダム反対運動に影響したと考えられる。また、③については、細川内ダム建設が計画される前から木頭村に設置されている、小見野々ダムが影響している。小見野々ダムに堆積した堆砂・砂利の採取・販売は、木頭村の産業の一つであり、砂利産業に従事したり、小見野々ダム貯水池と隣接する助集落の人びとは、堆砂や貯水池の様子を日常的に目にしていた。さらに、貯水池に近い集落では、堆砂が風によって巻き上げられて起こる粉塵公害に悩まされ、粉塵問題への対策と

して水を撒くなどしていた。このような体験から、地域住民はダムについて何らかの疑問・不安・不満を感じていた。このような生活における体験は、他者の問題意識を把握・理解したり、そこから共通課題を設定することにつながった。

しかし、地域住民が共通課題を明らかにしていった要因は、上記のような地域に内在するものだけではない。A氏が地域住民に訴えたダム反対の理由は、現地視察・現地からの聞き取りをもとにした、実態に則したものだ。これは学習を通じて、地域外に存在する問題と地域に内在する要因とを関わらせることで、内在する要因を顕在化・具体化させ、地域住民が共通課題を明らかにするために重要な役割を果たしていた。またA氏が、ダム建設を「個人の問題」だけではなく「地域の問題」「那賀川流域の問題」として捉え、人間関係や生活の仕方を含めた「地域社会の破壊」を危惧したことは、コミュニケーションを促進するとともに、共通課題を明らかにすることの前提をつくりだした。

つまり、本事例における協同の過程では、ダム建設計画の浮上により直接的に市民的な権利が制限・抑圧され、地域や個人の生活・歴史に内在していた疑問・不安・不満と、外在している要因とが、学習によって結びつくことで、事実にして共通課題が設定されたとと言えるだろう。さらに、この共通課題が明らかになるには、コミュニケーションによる自己実現と相互承認²の過程が編成され、協同の場でもある「地域社会」という視点を持つことが前提となっており、そこに地域に内在・外在する要因が関係しあっていたことが分かる。

このように、地域住民の共通課題が明らかになったことで、ダム反対運動は次の段階へ展開していく。

3.2. 住民自治への前進

3.2.1. 住民組織から村議会の刷新・監視へ

1974年10月、村議会はダム建設を前提とする木頭村総合開発基本構想を村議会で可決した。しかし同志会はこのことに強く反発して、ダム建設を承認した村議会の解散を求めてリコール運動を展開し、有権者の3分の1を越える署名を集めて、村議会の解散請求書を提出した。そして、村議会はリコール成立を待たずに自主解散し、1975年1月の村議選では、同志会系4名を含むダム反対派の新人村議員5名（1974年当時の定員は12名）が誕生した。

このような動きを受け、村長はダム建設計画についての合意形成のための諮問機関、木頭村ダム対策協議会（以下、協議会）を発足させ、11回の協議を持った。協議会には、ダムを推進する国や県などや、ダムに反対する研究者などから、ダムに関する説明・意見が出される機会が設けられた。

このような中、1976年9月の台風17号によって、川が氾濫し、役場周辺一帯が浸水する被害が出る。この河川氾濫は、既に木頭村に設置されていた小見野々ダム上流で起きたため、住民たちは「小見野々ダムの堆砂によって河床が高くなり氾濫が起きた」と考えるようになる。そしてこの台風を

境に「ダムはいらない」という雰囲気は村に定着し、村議会は小見野々ダム堆砂土砂除去に関する決議や小見野々ダム撤去を求める決議を可決した。

このような動きによって、それまでダム反対派が少数だった協議会内に、ダム拒否という合意が形成され、協議会はダム拒否の結論に至る。また村議会は、7月に一度否決した「ダム反対決議」を、12月に可決した。

以上のように、住民組織によるダム反対運動は、村議会のリコール運動によって、単なる住民運動から、村議회를刷新し、村行政を監視するものへと変化した。また、運動の目的を共有する村議員を誕生させたことにより、村議会内にダム反対の基盤を形成し、村の政治を行う上で重要な議会の位置を「ダム賛成」から「ダム反対」へと変化させた。このような変化は、ダム反対運動を行う住民組織が「説明される側」から「説明する側」へと変化した。地域を主体的に治めるものへ、つまり住民自治の主体へと一歩前進したことを示していると言えるだろう。

しかし1976年9月、木頭村を台風17号が襲う。この台風17号は、河川の氾濫の他、崖崩れや山林の崩壊、林道の流出や民家の崩壊を引き起こした。これらに対し激震災害救助法が適用されたことから、その後、約20年にわたって木頭村では災害復旧事業が多数行われるようになる。このことにより、1975年には191人だった建設業者が1980年には312人に増加するなど、林業・農業従事者が土木建設業に就業を変化させるなどの動きが多く見られるようになり、木頭村の公共事業への依存は高まっていった。

表7 細川内ダム反対運動の主な経緯（第2期）

	県・建設省	木頭村・村議会	住民関係団体
1974		村：木頭村総合開発基本構想樹立。 議：木頭村総合開発基本構想廃止を決議後、自主解散。 村：木頭村総合開発基本構想廃止。	対策同志会：総決起大会(約350人参加)で基本構想を承認した議会のリコール運動を始める決議採択。 同志会：村選挙管理委員会へ署名簿を添え解散請求を提出。
75		村議選で、ダム反対派の新人5名が当選。 村：木頭村ダム対策協議会発足。	
76	県：細川内ダム水没地域基礎調査報告書発刊。	議：小見野々ダム堆砂土砂除去に関する決議。 議：ダム反対決議可決。	
79		議：ダム調査事務所撤去要求決議。 議：小見野々ダム撤去要求決議。	
87		議：ダム調査事務所撤去要求決議。	
90	知事→村・村議会：ダム建設への協力要請。 知事・村長・村議会：ダム・国道改良について話し合い。	議：小見野々ダム撤去要求決議。	
91		議：ダム建設計画白紙撤回要求決議。	

3.2.2. 村議会における合意形成

では、なぜ、住民組織のダム反対運動は、村議会の位置を「ダム反対へ」と変化させ、住民自治の主体へと一步前進させられたのだろうか。ここでは、協議会のはたらきと、地域住民のリコール運動に着目し、運動を展開させた要因について考える。

住民によるダム反対運動によって、村議会内にダム反対の基盤ができたとはいえ、村議会のダム反対派は少数だった。このような中で、協議会が「ダムは木頭村に不必要である」と結論づけたのはなぜだろうか。その要因は、①台風17号によって、ダムの持つ問題が体験的に認識された、②学習によって、体験知と科学知・専門知とが融合された、③対外的活動によって、ダム反対運動の持つ地域外での意義が認識されたことが考えられる。丸山は協議会の様子を、「議事録によると、反対派は、絶えず問題を提起し、議論をリードした。推進派側の国、県や村長の説明は一方的で、具体性に欠け、説得力がなかったのに対し、反対派の2人の研究者の講演はダム反対の根拠を明示し、住民自治の重要性を説くものだった。」³としている。ここからは、研究者の講演が、専門家がダム不必要の根拠を示したことにより、協議会を構成する人びとの意識変革をもたらし、合意を形成したことが分かる。つまりこれは、地域住民の体験知・地域知が、研究者の科学知・専門知と関係づけられることで、具体的・連続的かつ客観的・理論的で地域特性を反映した「新たな知」が形成され、この知が協議会内にダム反対という合意を形成したことを示している。さらに、研究者という地域外の住民が、住民自治としての運動の意義を提起したことは、運動の社会的公正の認識枠組みが与えられたことを意味している。ここから、協議会内での合意形成は、「新たな知」と「社会的公正認識」によってもたらされたとと言えるだろう。

以上から、住民組織のダム反対運動が村議会の位置を変化させた過程は、協同性がさらに発展した過程だったと言える。それは、ダム建設を前提とする木頭村総合開発基本構想が村議会で可決されたことを契機に、住民の共通課題が再確認され、その解決のための実践としてリコール運動が展開されたからである。また、実践を通じて村議会の位置を変化させる過程において、組織としての自己実現と相互承認がさらに促進されたことも確認できる。

しかし、ダム反対運動は必ずしもスムーズに進んだわけではなかった。特に、同志会がリコール運動を始めると、村議員からは署名をさせないような圧力がかけられ、組織の切り崩しが行われた。また、デモ行進などの大きな動きをすると、私服警官による監視や質問を受ける住民もいた。さらに、運動のリーダー宅には、脅迫的な電話や買収を持ち込む電話の他、無言電話がかかってくることもあったという。また村は、「ダム建設に反対する団体には補助金は出し渋るが、賛成する団体には100万円以上もぼんと出す」という姿勢をとった。このように認められた権利を行使しようとする地域住民を、妨害しようとする村や県・国の姿勢が、かえって地域住民の反発を招き、ダム反対運動に拍車をかけた。ここには、「木頭村に15代に渡って居住している」「農民一揆をしてお上と戦った」というような村民の語りから、地域への愛着や反骨精神が、歴史的に地域で紡がれてきたこと

や、それらが運動に何らかの影響を与えてきたこと、さらに各個人が信念・現代的理性に従って行動しようとする姿が想像できる。

このことから、住民組織のダム反対運動が村議会の位置を「ダム反対へ」と変化させ、住民自治の主体へと一步前進させられたのは、体験知・地域知と専門知・科学知との融合、社会的公正の認識、地域の自然・文化・歴史という要因が、対外的な活動・コミュニケーションを介して、個人および組織の意識変革に作用し、個人および組織の自己実現と相互承認が促進されたためであると言えるだろう。

3.3. ダム反対首長の誕生からダム一時休止へ

3.3.1. ダムに頼らない村づくり

災害復旧事業の影響で、細川内ダム計画は影を潜めていたが、1990年2月、県知事から木頭村・木頭村議会に細川内ダム計画に対する協力要請が行われたことで、ダム計画が再浮上する。これに対し、村議会はダム建設計画の白紙撤回要求決議を行い、住民も「那賀川を守る会」をつくり、住民意志の村議会への反映を主眼に入れた同志会の運動を補完するものとして、細川内ダム問題を全国に発信する運動を展開した。

そのような中で、1993年4月、木頭村出身で細川内ダム絶対反対を掲げるC氏が無投票で村長に就任する。この、ダムに反対する村長の誕生と、「村をあげてのダム反対運動」は、村長・村議員・木頭村住民の全国的な活動や、マスコミ報道などを通じて全国に発信され、大きな注目を浴びようになる。

しかし、「村をあげてのダム反対運動」が行われるようになってから、起業者の動きはあわただしくなった⁴。ダム反対運動をリーダーとしてまとめてきたA氏は、ダム建設の推進が急に早まっていると感じ、「かつて岡山県知事が苦田ダム建設反対の奥津町にたいして非常な圧力や嫌がらせをしたことを思い出して、いよいよ本格的な闘争になったなと身の引き締まる思いがした。」という。そのような中、A氏は、「もうダムは止まらないぞ、どうせダムがつくられるのであればそのかわり公共事業をどんどんよこせ」と村議員の一人が県や建設省に要請するのを耳にした。これを聞いて「このままでは村はつぶされる」と思ったA氏は、50人以上の地域住民と1対1で話し合い、ダム反対運動の強化と団結を呼びかけた。そして、同志会の統一総会を開いて、それまでの6団体を1本化した。これにより、依頼署名集めやチラシの配布、宣伝カーによる街頭宣伝、県や建設省への抗議行動と、C村長をはじめとする村政を支援する体制を一段と整えてゆく。

そして、「ダムに頼らない村づくり」を目指すC村長と村議会が協力して、全国ではじめての「木頭村ふるさとの緑と清流を守る環境基本条例」を制定、続けて「ダム建設阻止条例」を議会で可決成立させた。またその後、木頭村は、農林業や交流観光など「自然と共生する産業経済の発展」を理念に、「ダムに頼らない村づくり」を宣言する。また1995年12月には、2005年までを見据えたダ

ム抜きの「木頭村総合振興計画」を可決成立させ、新しい村づくりを開始した。1995年1月の村議選では、村内有志の推薦を受け、A氏がそれまで強く断ってきた出馬を行い、ダム推進派による反対派の組織切り崩しが行われる中で当選した。

この頃、木頭村の県発注工事受注額が減少⁵したため、木頭村内に「ダム反対だけで食っていけるのか」という意見が聞かれるようになる。しかしC村長は、「ダムで一時的に好景気になっても、その後の反動で村はさらに衰退する」との信念を変えず、村を挙げてのダム反対は続けられた。

建設省は事態打開のためにダム事業審議委員会を設置しようとした。しかしC村長は、「知事が審議員を推薦するのでは公正な審議はできない」として委員就任を拒否し続け、ダム建設がシステム的に進められないようにした。また木頭村は、ダム反対に力を入れる一方で、「ダムに頼らない村づくり」のため、第3セクター「木頭ヘルシク(株)」⁶を設立した。この「木頭ヘルシク」は、財政の約90%を国・県からの交付金に依存している木頭村の状況では、地方自治を当然のように行えないため、独自の財政を確立しようとして設立されたものである。

このような「ダムに頼らない村づくり」という地域づくりを主体的に行おうと、村をあげてダム計画に反対し住民自治を模索する姿と、C村長やA村議をはじめとする木頭村住民が精力的に全国をめぐるダム反対を主張する姿は、全国により多くの支援者を増やすことにつながり、木頭村を支援する市民組織などが村内・外に多数設立された。

表8 細川内ダム建設計画に反対した主な市民組織

木頭村ダム対策同志会				
結成年月日	1971年9月12日	結成当初は地域別に6組織が個別に活動。ダム再浮上により各組織を統一し、1994年3月27日に統一総会開催。		
会員数	約1,000人			
	那賀川を守る会	細川内ダム反対草の根同志会	細川内ダムに反対する徳島市民の会	細川内ダムに反対する中川下流域の会
結成年月日	1993年3月28日	1994年10月1日	1995年2月4日	1995年2月24日
会員数	約5,600人	約3,130人	約350人	約250人
	細川内ダムを考える日和佐の会	細川内ダム問題を考える海南の会	細川内ダムに反対する小松島市民の会	
結成年月日	1995年3月4日	1995年5月25日	1995年12月8日	
会員数	約40人	約20人	約55人	
細川内ダム建設反対徳島県連絡会				
結成年月日	1995年10月1日	上記8団体で構成。		
会員数	約10,445人			

(注)『ダムを止めた人たち』を参考に作成

表9 那賀川流域の環境を守るために活動した主な市民組織

那賀川の清流を取り戻す会 (1980年結成 会員：約250人)
鶯敷町住民が相生町・那賀川町・阿南市民などに呼びかけて結成。主な活動は、那賀川上流山林での広葉樹林化運動、針葉樹林の間伐補助運動、那賀川下流への砂・バラス投入、長安口ダム排砂バイパス設置など。
那賀川エコ・ツーリング実行委員会 (活動：1995～98年)
「ガロになって遊べ、語れ」がテーマ。主な活動は、那賀川の流域をめぐるキャンプ集会を5回開催。自然体験、講演会、映画界、シンポジウムの開催など。
よいしょ きとうむら (1995年12月8日結成 会員約100人)
「きとうむら」とC村政を支援するために結成。主な活動は、木頭村を日本中にアピールし、木頭の自然を守っていくための「きとうむら」の商品購入、木頭村との親睦を深める各種活動、年4回の会報発行など。会員の半数は徳島市民。
荒谷の自然と歴史を守る会 (1996年結成)
長安口ダムの堆砂を支流の荒谷に埋め立てる計画に反対する上那賀町の住民により結成。荒谷の生物調査を行い、調査結果に基づき、徳島県に埋め立て中止を要請。
荒谷の源流を守る県民会議 (1996年結成)
「荒谷の自然と歴史を守る会」を支援する目的で結成。

(註)『ダムを止めた人たち』を参考に作成

木頭村を支援する組織は、直接的に細川内ダム計画に反対するという目的だけではなく、那賀川流域の環境を守るという目的をもつものまで、目的とその活動内容に多様性があった。特に環境を守ることを目的とした住民組織は、ダム反対運動を側面から支え、利害関係者だけの運動にとどめず、参加の幅を広げる役割を果たしていた。また、「ガロの会」⁷をはじめとする住民組織は、楽しめる活動を行うことで、ダム問題でギクシャクしがちな住民感情をうまくリードしていった。

このような村をあげてのダム反対運動と、約30年にわたってダム反対運動をしてきた村民たちの姿、それらを支える全国からの支援者たちが、国の地方自治に対する動きを監視するものとしてはたらき、1997年、建設省は細川内ダム計画を「一時休止」と発表した。

以上のように、ダム反対運動の第3期は、ダムに反対する首長を誕生させ、村をあげての「ダムに頼らない村づくり」により、住民自治のシステム変革に挑戦したとともに、住民自治に挑む様々な活動により全国に支援者を増やし世論を形成することで、ダム計画を一時休止させた過程だったと言える。

表10 細川内ダム反対運動の主な経緯（第3期）

	建設省・県など	木頭村・村議会	住民関係団体	那賀川流域等住民団体
1990		議：小見野々ダム撤去要求決議。 知事→村・村議会：ダム建設への協力要請。 知事・村長・村議会：ダム・国道改良について話し合い。		
91		議：細川内ダム建設計画白紙撤回要求決議。		
93		藤田氏が無投票で村長に就任。 村：ダム問題地域座談会を村内8箇所で開催。 議：細川内ダム建設阻止対策特別委員会設置。 村：水源開発問題全国連絡会結成・加盟。 村長・対策特別委員会：ダム建設阻止対策特別委員会設置。 村長・対策特別委員会→建設大臣・県選出国會議員：ダム反対陳情。 知事・村長・村議会：ダムについて話し合い・現地視察。 村長・村議長→大蔵大臣・県選出国會議員：次年度ダム建設予算計上取りやめ陳情。 県担当者・村：「実質公平なルールにより、ダムの要不要、環境問題など幅広く話し合う」ことを確認。		
94		村長：長良川大言論大会で協力要請。 議：小見野々ダム撤去要求決議。 村長：水源開発計画見直し機関設置を求める緊急集会参加。建設省河川局へ申し入れ。 議：「木頭村ふるさとの緑と清流を守る環境基本条例」「木頭村ダム建設阻止条例」可決。 「那賀川最後の清流と細川内ダムを考える in 木頭村」討論会開催。 村長・議長→建設大臣：ダム計画中止の陳情。 県：村振興計画提示。議：生活相談所の設置計画の撤回要求決議。 県・村長：ダム意見交換会（3回実施）。	同志会：統一総会開催。 丹生谷3町で「細川内ダム反対草の根同志会」結成。 「細川内ダム反対草の根同志会」相生、鶯敷支部結成。	
95		村議員選挙、反対派8名、柔軟派2名当選。 細川内ダム建設阻止対策特別委員会設置。 「木頭村総合振興計画」可決。 細川内ダム建設関係予算凍結要請決議。 県・建設省→村長：意見交換会で求めた資料の提出。 建設大臣：ダム等事業審議委員会設置準備を発表。 県→村長：「細川内ダム事業審議委員会」の委員就任を要請。村長は審議委員会入りを拒否（4回）。 木頭村→知事：審議委員会に加わる条件の申入書提出。 県：村長・議長が加わらないと審議委員会開催は難しいと説明。	反対草の根同志会：上那賀支部結成。 「細川内ダム建設に反対する徳島市民の会」結成。 「細川内ダムに反対する那賀川下流域住民の会」結成。 「細川内ダムを考える日和佐の会」結成。 那賀川エコ・ツーリング開催。 ダムに反対する8つの住民団体が「細川内ダム建設反対徳島県連絡会」結成。 エコ・ツーリングを阿南市で開催。	
96	建設事業費が実施計画調査費に格下げ。	ダム抜き振興計画の第三セクター「木頭ヘルシク」設立	反対県連絡会：立木トラスト木札掛け実施。 「細川内ダムに反対する小松島市民の会」結成。	
97		細川内ダム建設計画の白紙撤回要求と事業審議委員会への参加拒否決議。 村長→四国財務局局長：次年度ダム予算ゼロの要望書提出。 村長・知事：審議委員会設置合意できず。 村長→知事：審議委員会設置に8条件を提示。 村長・知事：審議委員会設置に基本的に合意。 建設省：98年度予算でダム予算をゼロにし事業を「一時休止」とすると発表。	木頭村をよくする会：村議リコール請求。成立。 反対県連絡会：「建設促進期成同盟会」解散請求陳情書を阿南市長に提出。	

3.3.2. 「ダムに頼らない村づくり」の意義

では、なぜダムに反対する首長の誕生を誕生させ、村をあげての「ダムに頼らない村づくり」により、全国に支援者を増やし、ダム計画を一時休止にさせることができたのだろうか。ここでは、C氏が村長になったことの意義と、木頭村が「ダムに頼らない村づくり」のためにダムに反対した理由に着目し、運動が展開した要因について考える。

まず、C氏が村長になったことは、全国でも数少ないダムに反対をする首長の誕生を意味していた。首長がダムに反対することとは、村にとって国・県という大きな力・システムに、住民自治を掲げて挑んでいくことを意味していた。このC氏の挑戦は、個人—地域といった様々なレベルにおいて、共感を呼び、全国に木頭村を支援する人々を増やすこととなり、このような、支援者の増加によって、世論が形成され、住民自治に関する国・県の動きに監視の役割を果たすこととなった。

次に、木頭村が「ダムに頼らない村づくり」のためにダムに反対した理由からも、地域が主体的に地域をつくること、つまり住民自治に挑もうとしていることが分かる。

木頭村が制作したパンフレット「細川内ダム計画になぜ反対するのか」では、住民の生活と那賀川との結びつきを示した上で、ダムが建設された場合、自然環境が破壊されたり、将来にわたって住民の生活や産業・教育・村財政などに悪影響が出るため、木頭村の将来にダム建設の必要性がないとして、ダム計画の中止を訴えている。つまり、木頭村の地域づくりのために、ダム建設が不要であり、それを村として判断し、実践するために、住民自治を行う重要性を訴えたのである。

資料2 細川内ダム計画になぜ反対するのか

-
1. 住民と那賀川の結びつき
 1. 住民生活と川の恩恵
 2. 漁業協同組合の運営
 3. 観光
 4. 河川のお愛称・清流
 5. 教育
 6. 堆砂の問題と活用
 2. もし、ダムが建設されたら
 1. 住民の生活環境に与える影響
 2. 自然環境の破壊
 3. 地場産業等に与える影響
 4. 福祉環境に与える影響
 5. 教育環境に与える影響
 3. まとめ
 4. 細川内ダムは、本当に必要なのか
 1. ダム建設の大義名分はあるのか
 2. ダム問題は、超長期的に慎重に考察する必要がある
 3. ダム対策協議会・ダム拒否の結論
 5. 地方自治権の侵害

細川内ダム計画の推進派、地方自治を無視するものである
 6. 経過のあらまし
-

(註) 徳島県那賀郡木頭村制作のパンフレットより目次内容を一部転載

資料3 木頭村が細川内ダム計画に反対する理由

(前略)文化・経済の向上発展した現在、そして土砂で埋まり粉塵公害発生源のダムを見れば大規模自然環境破壊をする巨大産業廃棄物以外の何物でもない。

細川内ダム問題は、(中略)自然環境保全の重要性・森林のもつ公益的機能等についても今後十分議論し、全村民が認識を新たにしなければならない重要課題である。

また、過疎問題は全国的に構造的なものであり、これをダム建設に結びつけることは村の将来を誤るものである。(中略)村財政を長期的に圧迫することは明らかである。

多くの村民の願いは一貫して、「那賀川最後の清流を守り、自然破壊のない、人情豊かな文化の香り高い村づくり」であり、強引にダム建設が推進されればこの住民の切実な願いが、国・県及び一部の利権集団に踏みにじられることになる。

(中略)こうした状況は一日も早く解消しなければ、静かで平和な活力ある村づくりはできません。

木頭村を縦断するこの美しい那賀川に、デメリットの計り知れない「細川内ダム建設計画」を一日も早く中止させ、最後の清流を次代に引き継ぐことは、私たちの責務であり悲願でもある。

以上のように木頭村の将来に、ダムの必要性は全くないので、ここに細川内ダム建設計画の白紙撤回を要求するものである。

(註) 徳島県那賀郡木頭村制作のパンフレット p.14「まとめ」より一部抜粋

C氏が村長になり、地域づくりのためにダム反対を訴えるという、木頭村の住民自治への挑戦に加え、C氏、A氏をはじめとする木頭村住民が、精力的に全国に對外的な活動を行ったことも、支援者を増やし世論を形成することに、大きな役割を果たした。

しかし、地域づくり実践・自主財政確保は容易ではなかった。そのため、細川内ダムが一時休止になったのは、ダム反対運動によってシステムが改善されたことではなく、世論の形成による影響が大きかったと言えるだろう。

3.4. 「ダムに頼らない村づくり」実践の広がり

ダム「一時休止」が発表された後も、木頭村では「木頭ヘルシク」を中心とした村づくりが進められた。しかし「木頭ヘルシク」は厳しい会社経営状況が続いた。そのため、株の50%以上を木頭村が保有し、藤田村長の社長就任をはじめとする全役員を村関係者にするといった村主体の経営体制に改め、会社名も「きとうむら」と変更することになる。この「きとうむら」では、柚子や大豆などの特産品を原料に、保存料などの添加物を使わず製品を生産・販売することで、より村の独自色を出した地場産業の振興を目指した。しかし、独自の販路確保と地域の自然・材料を生かした新商品の開発に重点を置き、経営立て直しを進めたものの、経営難は続き、全社員の半数以上を解雇する人員削減を行うことになる。そのような中、資金繰りに悩む「きとうむら」は、窮余の策として「社債」と名付けた一口5万円の出資協力金を全国に募った。この社債は元金が返還される

保証がないにもかかわらず、全国の団体・個人から目標の2倍にあたる約4000万円が寄せられた。このことは、木頭村の地域づくりへの姿勢に対する支援者が全国にいることを示していると言えるだろう。

また、農業ボランティアによって直営店⁸が建てられたり、無農薬柚子の生産が行われるなど、「きとうむら」を介した、木頭村と全国の支援者との結びつきは、さらに多様な形態へと発展していく。

このような中、「一時休止」となっていた細川内ダムは、2000年、建設省四国地方建設局事業評価監視委員会の公共事業の見直しを受けて中止が決定される。

「きとうむら」は経営が好転しつつあったが、村の基幹産業である土木建設業などから「基盤整備の遅れ」などが指摘され、「きとうむら」や社長を務めるC村長への風当たりが強まり、C氏は、2001年4月8日の村長選挙で落選した。

この村長選の結果を受け、新村長に「きとうむら」を潰されるのではないかと不安に思った村の女性たちは、村有株を村民有志に譲渡するという議案を臨時議会に提案するための署名を集めて提出し、4月17日の議会でこの議案が可決された。これによって「きとうむら」の村有500株のうち420株が村民に譲渡され、「きとうむら」はさらに「地域の会社」になった。

「木頭村の「ダムに頼らない村づくり」が成功するかどうかは、木頭村だけの問題ではない。」⁹として、「きとうむら」をはじめとした「ダムに頼らない村づくり」への取り組みは、地域通貨「ゆーず」¹⁰の発行や、この「ゆーず」を経験する「地域通貨体験ツアー」¹¹の実施の他、給食に地元の食材を使う取り組み¹²など、多様な形態へ発展している。

表11 細川内ダム一時休止後の地域づくり

	建設省・県	木頭村・住民活動
1998	細川内ダム工事事務所廃止。	「木頭ヘルシック(株)」から「(株)きとうむら」へと社名・体制変更。
99		よいしょきとうむら：「エストラダコンサート」「バスツアー」開催。
2000	四国地建事業評価監視委員会：ダム中止の結論。 建設大臣：ダム事業中止発表。	村：役場のダム反対の看板・垂れ幕撤去。 よいしょきとうむら：農業ボランティアによって「よいしょきとうむら」建設。徳島市で細川内ダム事業中止の祝賀会開催。
2001	那賀川の課題と方向性を考える会提言。	村長選でC氏落選。 きとうむら：社有株を村民有志に譲渡。 「木頭村生きがい工房(太布工房)」完成。
2004		「木頭村の未来を考える会」発足。

4. ま と め

細川内ダム反対運動は、消極的なダム反対運動に始まり、地域住民による共通課題の把握を経て、組織的反対運動になり、リコール運動によって、村議会を監視するものとなり、ダム反対を公約に掲げる村長を選出したことで、村をあげてのダム反対運動を起し、「きとうむら」などを介した他組織・他者との協働によって、ダムに頼らない村づくりを行おうとする運動へと展開した。この展開は、地域が自治の主体となるための過程だったと言えるだろう。

また、ダム反対運動の展開は、ダムによって引き起こされるであろう問題を、学習や協働を通じて明らかにしながら、自己を疎外することが予測されるダム建設に反対し、そのための実践を行うことで、自己疎外を克服し、主体形成を遂げていく過程でもあった。つまり、ダム反対運動の展開は、個人が主体形成をしようとする過程であり、地域が地域づくりの主体となる過程でもあったと言える。

この運動の展開には、自治権を掲げてシステムを変革しようとする「垂直的」な展開と、協働によって人間関係を構築するような「水平的」な展開という、2方向のベクトルがあった。これらはいずれも、自己疎外を克服するものとして展開されたが、「水平的」な運動展開によってもたらされる人間関係と様々な資源とを、「垂直的」な運動に反映させることで、自治の主体形成を可能にするとともに、それらが相互補完的に作用することで、ダム計画を中止させるインパクトを与えていた。

ここで、個人および地域の主体が、地域外と対抗関係にならなかったのは、地域内・地域間において協働が行われていたからであると考えられる。この協働の過程において、自己実現—相互承認が繰り返されることで、個人—組織—地域—村—国家という様々なレベルにおいて、運動の意義についての合意が形成されていた。この合意を形成する過程において、体験知・地域知と科学知・専門知が融合された「新たな知」や、地域の自然・文化・歴史が要因として必要だった。

つまり、細川内ダム反対運動は、ダム建設や運動の意義について、協働の過程で合意を形成しつつ、主体を形成する過程をたどるという展開により、世論が形成され、個人の利益・不満のための運動として展開しなかったのである。

上記から、細川内ダム反対運動がダム事業の見直しに至り得たのは、「住民自治」「主体形成」を目指す運動であったことと、「垂直的」「水平的」に運動を展開させたことだったと言える。さらに、そのような運動展開のために、枠組みを「地域」に設定し、体験知・地域知と科学知・専門知を融合させたことや、地域の自然・文化・歴史を重視したこと、協働によってそれらを相互補完したことなどが、要因として挙げられるだろう。

本事例は、地域住民が主体的に地域づくりを実践できるようにする、住民自治の実現と、それらを可能にするシステムづくりの可能性と、個人が「より善く生きる」ために、協働の過程を経て主

体形成していく可能性を示している。さらに、これらは相反するものではなく、協働によって人間関係の構築と主体形成が促進され、相互補完的に展開していくことも示していた。

これらを踏まえ、今後の公共事業見直しをめぐる議論は、システムの改善や、行政機構改革に関する議論にとどまらず、「地域づくり」や「主体形成」を含む共同の発展についての議論を含みながら、進められる必要があるだろう。

注

- 1 2000年国勢調査による。
- 2 鈴木敏正『エンパワーメントの教育学』学文社、1999
- 3 室蘭工業大学丸山ゼミ配付資料「木頭村研究ノート」より。
- 4 起業者は、懇談会や説明会の開催の他、ダムサイトの調査機材運搬のために地権者に無断でモノレールを設置したり、水没予定地の住民に対する生活相談準備所の開設、調査事務所から工事事務所への格上げ、県単補助事業のカット、土木業者に対する県単事業指名取消などを行った。
- 5 木頭村によると1990年から1995年度の県発注工事の地域別受注額は、近隣町村では大幅に増加していたのに対し、木頭村のみが約30%減少していたという。
- 6 「木頭ヘルシク」は、木頭村と「日本ヘルシク」（美馬町）が500万円ずつを出資し、村が設備費などの2億3,800万円を債務負担して設立した第3セクターの会社。村民を中心に21人を雇用し、大豆（おから）を原料にした菓子の製造販売で、雇用確保と大豆栽培による農業振興を狙った。設立当初は「日本ヘルシク」の受けた注文分を製造する下請け会社だったが、その後、木頭村が50%以上の株を購入し、「きとうむら」に名称を変更する。
- 7 会員約40名。会長は木頭村住民のD氏。「ガロ」とは那賀川の清流に住んでいると言われる怪物（河童）で、このガロになろうという会員は、木頭村住民の他、徳島市民、北海道、東京、神奈川、大阪、広島など、全国に在住している。「ガロの会」の活動は、川の清掃や土佐沖での鯨ウォッチングの他、写真教室、星の観察、登山会、河原での食事会など、多岐にわたっている。D氏は「ガロの会」代表の他、石鹼運動を手がけ、河川の汚染を防ぐための活動も行っている。
- 8 「きとうむら」の直営店「よいしょきとうむら」は、1999年6月から、農業ボランティアによって山から木材が切り出され、それらをつかって建てられた。この農業ボランティアには、全国から200人を越える申し込みがあった。「よいしょきとうむら」の店内では「きとうむら」オリジナル商品の他、地域特産品が販売されている。
- 9 C氏は、木頭村の住民自治への挑戦の意義について、次のように述べている。「木頭村の「ダムに頼らない村づくり」が成功するかどうかは、木頭村だけの問題ではありません。全国には、過疎に悩み、ダム建設の経済効果に一縷の望みをかけざるをえない状況に追い込まれている地域が少なくありません。地元の特産品を活かした「きとうむら」の経営が成功し、雇用と所得を増やして地域経済の発展を支えることができれば、全国の過疎地で地域振興を真剣に考えている人々を励まし、ダムによる自然破壊をくい止める大きな力になるでしょう。」
- 10 「ゆーず」の名称は、木頭村の特産品である「柚子」や、「ゆずりあう」「ゆづうしあう」「USE」などの言葉からつけられた。「ゆーず」には紙幣型の「お札」と「ポイントカード」の2種類があり、「ゆーず」協力店で利用できる。「ゆーず」は「きとうむら」内の事務局が発行しているもので、柚子や農産物の管理、剪定、収穫などの作業料として、里業ランド木頭村（生産者ネットワーク）を通じて支払われ

るほか、柚子の価格変動を調整する際にも支払われる。それまで「きとうむら」の協力金支援者には、協力金一口あたり年／300円分の「きとうむら」商品券が送付されていたが、それを「ゆーず」に変更し、「きとうむら」株主にも株主配当が行えるまでの間、一口あたり年／300円分の「ゆーず」を送付することとなっている。特別発行手数料(10%)を払えば、現金を「ゆーず」と交換することもできる(1000円→900us)。

- 11 「ゆーず」を使って木頭村の人と文化に触れ、都会では経験できない「いなかぐらし」を楽しんでもらおうというツアー。協力店で「ゆーず」を実際に使うほか、農作業で「ゆーず」を稼ぐこともできる。
- 12 木頭村では、小中学校および中学校に併設されている寄宿舎での給食・食事を、木頭村学校給食共同調理場で調理している。この共同調理場は木頭村中学校寄宿舎に併設されているもので、1日に小中学校の生徒及び教員分+寄宿舎での朝夕食を含む約150食を調理している。この共同調理場で調理される給食では、酢については、八宝菜以外のメニューで、木頭村の特産品である「ゆず酢(ゆずの絞り汁)」を使用している。その他の材料についても、村内の業者(商店)が扱っている地元の食材を、給食用として卸してもらい取り組みは行われているが、地元食材の優先的利用をより進めるため、共同調理場と農家を取り持つ中間組織づくりを課題として取り組んでいる。